

ID: 1596

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	施行者による管理規約の設定の認可		
法令名称 根拠条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律 第94条第1項及び第3項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【基準】 法第94条の規定による。 (施行者による管理規約の設定) 第94条 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、再生後マンション、その敷地及びその附属の建物(マンション再生事業の施行により建築されるものに限る。)の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。 2 前項の管理規約は、区分所有法第30条第1項の規約とみなす。 3 施行者は、政令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受け、再生後マンションに係る区分所有法第66条に規定する土地等又は区分所有法第68条第1項各号に掲げる物(附属施設にあっては、マンション再生事業の施行により建設されたものに限る。)の管理又は使用に関する団地建物所有者相互間の事項につき、管理規約を定めることができる。 4 前項の管理規約は、区分所有法第66条において準用する区分所有法第30条第1項の規約とみなす。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日